18　農林中央金庫が前項の規定により定款で定めた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている場合には、理事は、当該認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

19　農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一　第一項第八号に掲げる会社（第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）又は第一項第九号から第十一号までに掲げる会社を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可（第百条第一項第二十二号において「合併等認可」という。）を受ける場合を除く。）。

二　その子会社が子会社でなくなったとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となったとき。

第七十二条の二第一項中「子会社対象会社」の下に「又は外国特定金融関連業務会社」を加える。

第七十三条第一項中「及び第九号の二から第十号まで」を「、第十号、第十二号及び第十三号」に、「同項第九号の二」を「同項第十号」に改め、「除く。」の下に「、特例持株会社（農林中央金庫が子会社としているものに限る。）」を、「この条」の下に「及び第百条第一項第二十四号」を加え、同条第七項中「又は特別事業再生会社」を「、特別事業再生会社又は同項第十一号に掲げる会社」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第七十二条第一項第十一号に掲げる会社に該当しないものであって」に、「、合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「第七十二条第一項第九号又は第九号の二」を「同条第一項第九号から第十一号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9　第二十四条第五項の規定は、前各項の場合において農林中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第百条第一項第二十二号中「第七十二条第十三項又は」を「第七十二条第十九項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出若しくは公告をしないで農林債を発行したとき、若しくは同号に規定する会社を子会社としたとき（合併等認可を受けた場合を除く。）、若しくは不正の届出若しくは公告をしたとき、又は同項（第二号に係る部分に限る。）若しくは」に、「に規定する」を「の規定による」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、同項第二十四号中「第七十二条第七項」を「第七十二条第四項」に、「、又は同条第九項」を「同条第一項第十二号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。）にあっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第七項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項」に、「同条第七項」を「同条第四項」に、「とき。」を「とき若しくは同項第十二号に掲げる会社（同条第十三項の主務省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該主務省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による主務大臣の認可を受けないで農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（農林中央金庫の子会社を除く。）について当該子会社対象会社（同号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）を除く。）が同条第一項第十二号に掲げる会社となったことその他同条第十六項の主務省令で定める事実を知った日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第三十四号中「第七十二条第七項（同条第九項」を「第七十二条第四項（同条第七項又は第十三項」に、「）の」を「）、第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項の」に、「認可」を「認可又は承認」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第十四条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成三十四年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

第三十三条の四第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令・財務省令で定めるものをいう。）により議決をすることができる。

第三十八条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第一号」を「同号」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第一号」を「同号」に改める。

第三十八条の五第一項及び第三十八条の六第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「平成三十四年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

第五十八条第一項中「が、」の下に「令和十四年三月三十一日以前に開始する」を加え、同条第三項中「機構の」の下に「令和十四年三月三十一日以前に開始する」を加える。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十五条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第十六条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　預金保険機構の業務の特例等（第三十五条―第四十七条）」を「第五章　預金保険機構の業務の特例等（第三十五条―第四十七条）
第五章の三　金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第三十四条の十―第三十四条の十六）」に改める。

第五条第四項中「いう。」の下に「第三十四条の十第四項及び」を加える。

第十四条第一項中「及び第二十四条」を「、第二十四条及び第三十四条の十第八項」に改める。